平成２５年（フ）第１２３２号
大阪府門真市石原町17番９号
債務者　樽口　　宏
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８１号
大阪市平野区喜連２丁目４番９号
債務者　榎屋あおい（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４０１号
大阪府東大阪市島之内２丁目２番30号　アバンティＨＦ302号
債務者　澳本　澄子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３０号
大阪府摂津市千里丘東５丁目９番11―505号　Ａｓｉｘ
債務者　西村記栄子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８７号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目３番31―402号
債務者　海原佳予子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９３号
大阪市平野区喜連西４丁目６番64―505号
債務者　森永　幸博
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８号
鹿児島県垂水市市木12番地10、前住所大阪府大阪市淀川区田川２丁目１番12号
債務者　木村　知之
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
鹿児島県志布志市志布志町帖6617番地、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志2638番地19　海洋団地４号棟404号室
債務者　杉山　真樹
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
北海道余市郡余市町大川町17丁目７番地
債務者　濱川　明子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６号
秋田県仙北市角館町上菅沢99番地10、旧住所秋田県大仙市南外字田尻119番地
債務者　佐藤　智恵
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１０号
福島県白河市鬼越77番地１　市営４―401号
債務者　泉谷　　勉
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
石川県白山市一塚町638番地20、従前の住所石川県白山市宮永町295番地９
債務者　寺尾　一徳（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
金沢市御所町１丁目386番地　御所キタムラ１号、従前の住所金沢市粟崎町ワ150番地26
債務者　乙村　石文
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号
金沢市駅西新町１丁目22番10号
債務者　メディカルエース北陸こと　渡邉　壮一
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
福井市柿谷町第16号６番地３
債務者　山岸由合こと　小林　由合
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
福井市新下江守町210番地
債務者　南部　洋美
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
福井市下森田町第３号18番地１
債務者　小林　良子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係